

平成31年2月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成31年2月25日（月） 午後2時01分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 平成31年度真鶴町の教育基本方針・重点施策《社会教育》(案)について

係長： それでは資料1をご覧ください。平成31年度「真鶴町の教育基本方針・重点施策」の社会教育に係る内容について説明をさせていただきます。その内容についてご協議をお願いします。このたびの改訂では、今年度より取組んでまいり

ました「教育の魅力化の推進」をさらに充実させるべく、持続可能で魅力的な社会教育事業の推進に向けた検討を行いました。特に参画を柱とした文化活動や青少年育成事業、オリンピック・パラリンピックの開催に向けたスポーツ活動事業の充実によるまちづくりについての視点を盛り込んでいます。また、家庭教育力の向上や学びを深める社会教育事業の推進についても見直しを図っています。それでは、改訂した箇所についてページを追ってご説明いたします。新たに加えた文言には網掛けを、削除する文言には二重線での取消の処理をしております。なお、数字や細かな語句の変更については省略をさせていただきます。まず、1ページの「基本方針」についてです。四角囲みの前の文章については、前回の定例会において学校教育の改訂の際に説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。四角囲みの中についてです。社会教育の内容①につきまして、文化・歴史情報の発信基地となるような文化拠点の構築をめざし、「文化拠点の整備」という文言を付け加えました。また、②に「オリ・パラに向けた町民みんなで楽しむスポーツの振興」の項目を追加しました。これは「教育の魅力化推進計画」に生涯スポーツの推進として「町民のライフステージに合わせ、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進する」と定められているものを教育基本方針に明文化すべきと考え、追加したものであります。具体の部分として「地域に根ざした生涯スポーツ活動の推進」「スポーツのバリアフリー化」を推進してまいります。

続きまして2ページです。社会教育の前文に、従前は文化や自然を活かしたまちづくりの文言は定められておりましたが、スポーツによるまちづくりの記載がなかったため、「町民がスポーツの大切さを知り、健康でいきいきとした生活を送ることができる取組みを支援することで、元気なまちづくりを推進します」の1文を付け加えました。さらに少子高齢化社会の中でいくつかの課題がある中で、社会教育事業がどうあるべきか改善を図っていくために「特に少子高齢化が急速に進む中での現在、これからの課題を踏まえ、子どもの成長を支える社会教育事業及び持続可能な社会教育事業のあり方の検討及び改善を進め、可能な内容については実施していきます。さらに『学校における働き方改革』と社会教育事業との連携についても検討を行い、可能な内容については実施していきます。また、『障害者差別解消法』を踏まえ、事業のバリアフリー化に努めます」の1文を追加しております。

「文化活動」の項目では、行政主導ではなく、町民の文化活動への能動的な参画を賑わいのあるまちづくりを促すための表現として「町民参画による発表・創造活動が展開され、町全体に賑わいがあふれるようにするため」を付け加え、それを「ひとづくり」や「生きがいくづくり」につなげていくという意味で『ひとづくり』『にぎわいくづくり』『生きがいくづくり』を進める中で」の文言も加えております。

「スポーツ活動」の項目では、チャレンジデーや町民運動会の開催目的を基本方針に明文化するために「地域に根ざした生涯スポーツの普及」の文言を加え、だれもが年齢や障害による障壁をなくして共に生きていくという共生の理念を町に根付かせるために「年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人がお互いを

大切にし合い、支え合うという共生の理念を理解し、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことができるように」の文言を付け加えました。

「青少年の健全育成」の項目では、子どもたちの居場所の具体を示すものとして「放課後や休日の」の文言を付け加えました。また、「健全」の文言をより具体化するために「自主性や多様な見方・考え方」という表現に改めています。

続いて3ページです。「家庭教育」の項目では、家庭の教育力の向上を図るために家庭でのコミュニケーションを増やすための取組みを推進することを明記しました。

文化財、施設の改修については従前のおりでございます。

同じく3ページです。社会教育の分野の「重点施策」について記載しております。前文については、基本方針と重なる部分があることから最初の3行目の半ばまで削除いたしました。

スポーツ振興の項目では、だれもが気軽にスポーツライフを楽しむことの具体策として④に「パラスポーツの普及・促進によるスポーツ活動のバリアフリー化」の項目を追加いたしております。具体的にはスポーツ推進員さんによるニュースポーツの普及活動等を考えております。

青少年健全育成の項目では、①の小項目として「学びを深め、異学年の交流の場ともなる社会教育施設間連携事業の実施」を追加しました。これについては、社会教育委員の皆様から「公民館、図書館の他に美術館や博物館を有する恵まれた環境を生かすために様々な教育計画に明記すべき」との意見を受けて追加したものです。参考として昨年策定した第3次子ども読書活動推進計画にも明記しており、今年度は図書館と博物館、美術館と博物館の連携事業が実現しております。

家庭教育の項目では、家庭の教育力向上をめざし、④に「家庭における親子のコミュニケーション機会を増やすための取組みの推進」の項目を追加いたしました。具体的には社会教育事業終了後に家庭に戻って親子での会話を促すために、保護者への工作キットの配付等、あるいはお子さんから聞いた感想等の保護者からの意見の提出等を考えております。

文化財保護の項目では、民俗資料館の土地購入を進める予定であることから、④に「民俗資料館を中心とする文化拠点の整備」の項目を追加しました。

以上がこのたびの改訂した箇所の説明となります。ご検討・ご協議をお願いします。

教育長：

では、資料のページに沿って進めます。まず1ページ目の基本方針と四角囲みの中の教育の魅力化の概要とその内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

では、先に進みます。2ページの内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

では、先に進みます。3ページの内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

では、4ページについてはいかがでしょうか。

では、もう一度全体1ページから4ページを通してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。では、社会教育の分野についての31年度の教育基本方針・重点施策、提案のとおりにお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。案の字を消して下さい。では、(2)町議会3月定例会提出の補正予算について事務局をお願いします。

(2) 町議会3月定例会提出の補正予算について

課長： それでは私の方から説明させていただきます。町議会3月定例会提出の補正予算についてです。資料2をご覧ください。補正予算につきましては、3月5日から始まる議会で承認を受ける事になりますが、3月補正は大方が、平成30年度予算の執行整理というものになりますので、特に重点的なものや補正額が大きいものについて説明いたします。

歳入です。1ページ目 12款使用料及び手数料 1項使用料 6目教育使用料です。1節幼稚園保育料は、188千円を増額補正いたします。入園者4名増に伴う増額補正です。2節 博物館観覧料は、100千円を減額補正いたします。平成30年度の12月まで実績と3月までの入館者見込を想定し、減額するものです。3ページ目をお願いします。14款県支出金 2項県補助金 9目神奈川県市町村事業交付金です。細節1 青少年行政推進事業交付金は、550千円を減額補正いたします。これは中学生グローバル人材育成事業の執行による事業費の確定に伴う減額補正です。募集定員15人を見込んでおりましたが10名の参加で実施いたしました。5ページ目をお願いします。17款繰入金 1項基金繰入金 7目美術館運営基金繰入金です。1節美術館運営基金繰入金は、67千円を減額補正いたします。これは当初予算で1,339千円を計上していましたが、執行見込額1,272,240円を差引き67千円を減額するものです。

続いて、歳出です。6ページをお願いします。9款教育費 1項教育総務費 2目事務局費です。こちらは人事異動等に伴う人件費の確定に伴う補正ですので、説明を省略させていただきます。9ページをお願いします。9款教育費 1項教育総務費 3目教育振興費です。19節入学祝金は120千円を減額補正いたします。これは執行額確定に伴う減額です。内訳は小学生37名、中学生31名で、2,040千円を支出しました。12ページをお願いします。9款教育費 2項小学校費 1目学校管理費です。18節学校運用備品購入費は、616千円を増額補正いたします。これは、既存電話機器の不具合により、主装置及び電話機6台を購入するものです。16ページをお願いします。9款教育費 4項幼稚園費 1目幼稚園費です。11節燃料費は74千円を増額補正いたします。スクールバス燃料費の平成30年度の12月まで実績と3月までの使用料見込を想定し、増額するものです。11節修繕料は77千円を増額補正いたします。これはスクールバスの車検及び修

繕料に不足が生じるため増額するものです。17 ページをお願いします。9 款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費です。19 節中学生グローバル人材育成事業補助金は、1,100 千円を減額補正いたします。これは、執行額確定に伴う減額です。内容は中学生海外派遣事業に替わる事業で、8 月 12 日から 14 日まで、福島県のブリティッシュヒルズに中学 2 年生を派遣しました。15 名定員で募集しましたが、応募者 10 名で全員を派遣しました。18 ページをお願いします。9 款教育費 5 項社会教育費 4 目町民センター費です。15 節町民センター大規模改修工事は、22,500 千円を減額補正いたします。これは、当初では自家用発電機、高圧引き込みケーブル等電気設備更新、排煙ダンパー、雨漏り修繕等を予定しておりました。しかしながら、自家用発電機が受注生産となるため工期に不足を生じることや更新にあたり防災面での機能を高めるための工事費の増大が見込まれること。壁面タイルの補修が当初では見込んでいなかった工事費の増大と工期に不足を生じるため、工事の実施を次年度以降にせざるを得なくなったためです。19 ページをお願いします。9 款教育費 5 項社会教育費 6 目美術館費です。12 節美術品火災盗難損傷保険料は、281 千円を減額補正いたします。これは、事業執行による保険料の額の確定による減額です。平成 30 年度は開館 30 年記念展を実施した際、他の美術館から中川画伯と所縁のある画家等の作品を借り受けて展示いたしました。その際の保険料となります。以上で、3 月補正の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひいたします。

教育長： では、まず歳入について 1 ページから 5 ページになります。歳入についてご質問等がありましたらお願いします。では、歳出について 6 ページから 23 ページですがご質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。では、特に無いようでしたら議会の 3 月定例会提出の補正予算について、この内容で議会の方に上程していただけるということで、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。次に移ります。(3) 町議会 3 月定例会提出の平成 31 年度予算について事務局をお願いします。

(3) 町議会 3 月定例会提出の平成 31 年度予算について

課長： それでは、資料 3 により、町議会 3 月定例会提出の平成 31 年度予算について説明いたします。予算につきましては、3 月に開催される議会の中で審議頂きます。新規に予算計上されるものや増減額が大きいものについて説明させていただき、例年予算計上されているものなどにつきましては、説明を省略させていただきます。

歳入をご覧ください。11 款 分担金及び負担金 5 項 負担金 1 目教育費負担金 1 節 幼稚園費負担金は、幼稚園管外教育受託児童負担金として予算額

1,912千円です。町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児に対しての負担金として受けるものです。子ども・子育て支援法の規定により算出される施設型給付費で、特定教育・保育に通常要する額として国の方で基本単価が示されていますので、その単価に基づき算出したもので、31年度在園予定の人数で計上しています。12款 使用料及び手数料 1項 使用料 6目 教育使用料は、11,939千円で、1,233千円の減額です。ひなづる幼稚園保育料、美術館観覧料、博物館観覧料、公民館使用料、町立体育館使用料等の合計です。減額とした主な要因は、美術館観覧料で、平成30年度は開館30年記念展を実施することによる入館者の増を見込んでおりましたが、平成31年度は通常の企画展での実施となるため入館者の減を見込んで減額といたしました。14款 県支出金 2項 県補助金 7目 教育費県補助金は、1,059千円は、527千円の増額です。これはチャレンジデー参加市町村の対象事業に対し、事業費の二分の一を補助する新規補助事業で、町民運動会と半島駅伝が対象となっています。17款 繰入金 1項 基金繰入金、奨学基金繰入金は入学支度金に、美術館運営基金繰入金は美術館の施設管理運営費に充てるものです。19款 諸収入 3項 雑入 1目 雑入のうち教育委員会関係の予算は、6,451千円で、4,730千円の増額です。これは、平成30年度にも計上していました海の学びミュージアムサポート事業補助金が1,200千円から3,000千円に増額されたことと海の学びミュージアムサポート事業補助金(博学連携)が新規に補助対象事業となったことによる増額です。その他は、前年とほぼ同様の内容で、公民館、図書館の複写機使用料や町民センター等の自動販売機管理手数料等を計上しています。

ここで同様の事業の名称が出てきましたが、その違いについて説明させていただきます。海の学びミュージアムサポート事業の補充金と(博学連携)という補助金があります。それぞれに300万ずつ補助を得られるものでございます。内容的には前者の海のミュージアムサポート事業という名前だけの日本海時科学進行財団、船の科学館が海を利用する学習を推進する海洋教育の一環となる活動を支援するために補助金を交付する事業でございます。博物館の展示事業や教育普及事業である様々なイベントを充実させるものでございます。当該事業の補助を受けるのは平成31年度で4回目となりますが、過去には企画展の開催といった展示事業や磯の生物観察会、プランクトン観察会、干物作り体験等の教育普及事業の開催に当てています。平成31年度も同様の事業等に活用することを考えております。簡単に言うと博物館が実施事業としてやる事業について300万の補助金を得られるというものでございます。

次に博学連携というものが付いた事業のほうが、新たに300万円の補助を受ける事になるんですけど、こちらの方は博物館と学校教育との連携に軸足を置いたもので、学校教育の中で海の学びを深める事業に支援するために補助金を交付する事業でございます。具体的には博物館の教育事業として実施している海の学校の充実を図り、町外の小・中学校に出向いて海に関する事前学習をやった上で真鶴で現地学習を行い更に事後学習を行うということで海への学びを深める。広く地域を越えて深めるというような事業に対しての補助を得られるというものでございます。

それでは裏面の歳出についてご説明をさせていただきます。9款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費は教育委員報酬などで昨年とほぼ同様の額を計上しております。2目事務局費は、84,861千円、前年比較10,713千円の減額です。事務局職員の人件費の減額及び平成30年度に支出した県立養護学校分教室設置負担金7,500,000円が皆減となったことが減額の主なものです。3目教育振興費は21,829千円で、4,017千円の増額です。これは、小中学校副読本印刷事業費を新規に2,965千円計上したことが主なものです。2項小学校費 1目学校管理費43,599千円は11,090千円の増額、子どもに応じた指導・支援を行うための非常勤講師の人件費、教科書採択替えに伴う教師用指導書購入費や学校施設改修工事として防水改修工事費を計上したため増額となっています。2目教育振興費は、特色ある学校づくり、特別教育活動費、校内研究費等として、前年とほぼ同額の583千円を予算計上しています。3目給食費は13,823千円で前年比較581千円の増額で、給食室ガス給湯器取替による備品購入費の増額が主なものです。3項中学校費 1目学校管理費は、25,096千円で前年比較4,649千円の増額です。学習支援1名増員、高圧引込みケーブルの老朽化に伴う電気設備更新による修繕料の増、吹奏楽楽器ビブラフォンの購入 ICT機器調達に係るリース料や新規に実施するパン購買制の経費等が増額の主なものです。2目教育振興費は、生徒指導費や特別教育活動費、校内研究費等として前年とほぼ同額で計上しています。4項幼稚園費 1目幼稚園費は36,252千円で、前年比較1,824千円の増額です。職員及び臨時職員の人件費の増額や園舎塗装修繕及び人口芝張替工事等の修繕費の増額が主な理由です。5項社会教育費 1目社会教育総務費予算額は6,880千円で、社会教育委員及び社会教育関係事業に係る予算で前年とほぼ同様の内容です。2目公民館費は、臨時職員賃金や公民館事業に係るもので事業内容に大きな変更はありません。3目文化財保護費 予算額は3,720千円で845千円の増額です。文化財審議会経費及び文化財保護事業に係る経費で、小早船改修事業補助金を新規事業として843千円を計上しました。その他はほぼ前年同額です。4目町民センター費の予算額は40,638千円で、前年比較2,696千円の増額です。保守点検にて指摘のあった空調設備の修繕及び平成30年度に実施できなかった町民センター大規模改修工事費が主なものです。5目民俗資料館運営費予算額35,827千円は、前年比較34,010千円の増額で、民俗資料館の土地・家屋購入費が主なもので、その他の臨時職員及び施設管理に係る経費は前年とほぼ同様の予算計上となっています。6目美術館費31,799千円は、前年比較で952千円の増額です。開館30年記念事業の図録印刷費や特別展借用作品展示作業等委託料は減額となりましたが、職員や臨時職員の人件費及び電気温水器の取替え修繕、空調機器の取替え修繕等の修繕費の増額が主なものです。7目図書館費は前年とほぼ同様の予算計上額で職員や臨時職員の人件費、図書館事業に係るものとなっています。なお、修繕料で書架の壁固定費用が皆減となりましたが、図書購入費が増額となっています。8目貝類博物館運営費12,178千円は、前年比較で4,892千円の増額です。平成30年度も実施していた海のミュージアムサポート事業関係予算を約1,800千円増額し、新規に海のミュージアムサポート事業(博学連携事業)を3,000千円の予算で実施することが主な増額の理由で

す。その他は前年とほぼ同様の予算額で施設管理及び博物館運営事業に係る経費となります。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費の予算額6,181千円は、前年比較で1,501千円の減額です。平成30年度に実施した岩ふれあい館の高圧受電設備修繕料(1,792千円)や屋内消火栓設備修繕料(420千円)等が主なものです。その他に社会体育関係補助事業費、町民運動会事業費、岩ふれあい館管理運営事業に係るもので前年とほぼ同額の経費を計上しています。2目 体育館運営費4,485千円は、前年比較1,170円の減額です。LED照明に交換したことによる電気料の減額及び修繕料の減額が主なものです。その他に施設管理に係るもので前年とほぼ同額の経費を計上しています。平成31年度教育費予算に係る説明については以上となります。

教育長： では1ページ目、歳入についてご質問、ご意見がある方はお願いします。

委員： 先ほど博学連携の話がされていたと思うんですけど、町外の学校というのは、どういうところですか。

課長： 湯河原、小田原、茅ヶ崎です。過去にも実はありまして、それは茅ヶ崎の小・中学校等が来て三ツ石で磯の観察会をやったんですけど、より深めるために、事前にあちらの学校の方にNPO法人のディスカバーブルーがいきまして、事前説明をやって、真鶴町に来て磯の観察会とかプランクトンの観察を行う。そして事後にまた学校に出向いて更に学習を深めるというような形での展開をすると。

委員： 結構、需用があったということですか。

課長： そうです。

委員： ありがとうございました。

教育長： 他にいかがですか。では2ページ目の歳出についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： ひなづる幼稚園の園庭を人工芝にするということなんですが、どのくらいかかるものなんですか。

課長： 人工芝の張替と、周りにコンクリートがあるので、それを撤去するための工事ということで、288,000円これに消費税1.1をかけて316,800円です。

委員： それでは園庭の中ということじゃないんですか。

係長： 園庭の一部です。園舎の前のコンクリートのたたきがあって、そこに薄い人

工芝が張ってあるんですが、劣化して滑るので、そこをはがして張り替えるんです。

委員： 昨年、神奈川新聞の取材で教育現場を取材して、フラフープで園庭を子ども達がブルドーザーみたいな感じで遊んでいる姿が掲載されたんですが、今、サーキット運動で朝運動をしているんで運動する環境としては周りを整備されるのは凄く良いことだと思います。砂場の方は撤去ですか。

係長： 砂場の周りです。砂場の周りにコンクリートがあって、そのコンクリートの一部をとってしまい土に変えるのと、コンクリートを残すところは人工芝を貼ったりとかです。砂場はそのままです。

委員： ありがとうございます。

委員： ICT関連で中学校等に情報機器が整備されるというのが前回出ていたと思うんですが、関連して付帯する設備的な部分でLANの環境であるとかそういうものは含まれているんですか。

係長： 無線LANにつきましては、既に小中学校とも全教室で使える状況です。ですので、今回のICTの整備については計画にありましたのは、小中学校の普通教室40台分というのを来年度、大型モニターを小中学校に計画していたんですけど、現状の予算の中では小学校の来年度は優先してやろうということで、財源的なところもありますので、中学校は再来年度以降です。ということで来年度、小学校のタブレット40台、大型モニター等を整備する計画になっています。

教育長： 他にいかがですか。では、この31年度の予算について、この内容で3月議会の方に上程をするということでお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では(4)真鶴町英語検定料助成に関する要綱の制定について事務局をお願いします。

(4) 真鶴町英語検定料助成に関する要綱の制定について

係長： よろしくお願いいたします。それでは資料4「真鶴町英語検定料助成に関する要綱」をご覧ください。今回の要綱につきましては、先月の1月教育委員会定例会の協議事項としてお認めいただきました英語力向上推進計画の中の英語検定料の補助に関する内容となります。それでは、第1条「目的」です。「この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英語検定」という。)の生徒の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び

学習意欲の向上を図ることを目的として、英語検定を受験する生徒の保護者に対し、英語検定料を助成することについて、真鶴町補助金の交付等に関する規則（昭和63年真鶴町規則第9号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。」ということで、この要綱の目的、趣旨を規定するものです。

第2条「助成対象者」です。「助成対象者は、英語検定を受験した真鶴町立真鶴中学校へ通学する生徒の保護者とし、申請は、当該年度で生徒1人につき1回限りとする。」ということで対象者と助成回数を規定するものです。第3条「助成金の額」です。「助成金の額は、予算の範囲内において、英語検定料の額とする。」ということで、英語検定料の全額を補助することを規定するものです。第4条「助成金の申請」です。「助成金の交付を申請しようとする者は、英語検定料の支払いを証する書類を添え、英語検定料助成金交付申請書（第1号様式）を英語検定の1次試験日から30日以内に町長に提出しなければならない。」ということで、申請手続きを規定するものです。第5条第1項「助成金の決定及び交付」です。「町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を調査した上、助成の要否を決定し、英語検定料助成金交付（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。」第2項「交付が決定された助成対象者は、英語検定料助成金請求書（第3号様式）を助成金交付決定日から20日以内に町長に提出しなければならない。」第3項「町長は、前項の規定に基づく請求があった場合は、内容を審査し、適合すると認められるときは、助成金を交付するものとする。」ということで、決定及び交付手続きを規定するものです。第6条「委任」です。「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。」ということで詳細事項は教育長に委任することを規定するものです。裏面2ページをご覧ください。施行期日につきましては、平成31年4月1日となります。なお3ページから5ページについては、各種様式を定めたものとなります。私からの説明は以上です。

教育長： では、今の説明の内容についてこの要綱に関してご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 助成対象者は中学生になっているんですけど、今後、小学生であるとか拡大される可能性は無いでしょうか。

係長： 先月の英語力推進計画に中でも小学校については課題という形で挙げさせてもらっておりますので、今後、小学生の対象についても検討していきたいと思っております。

教育長： よろしいですか。

委員： はい。その時は対象者が変わるということでよろしいんですか。

係長： そうです。対象を広げる場合は要綱を改正します。

委員： わかりました。

教育長： 他にいかがでしょうか。

委員： 真鶴中学校に通ってる生徒限定ですね。違う学校に行っている子は対象ではないんですね。

係長： そうです。今回の要綱はそのように記述しております。

委員： そうした場合、申請書の中学校名を真鶴中学校と印字してしまったらいかがですか。

係長： そうなんです。そこの部分を考えたんですが、もし、対象ではない私立の中学校、真鶴中学校以外の学校に通っている生徒さんが申請されるかもしれないということもありまして、ここは学校名を書いていただくということで、確認の意味であえて入れずにしてあります。

教育長： よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員： 第2条のところの当該年度で生徒1人につき1回限りとするとなっておりますが、1年に1回ということは、3年間やったら3回申請しても良いよということでしょうか。

係長： そうです。

委員： わかりました。

教育長： 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、真鶴町英語検定料助成に関する要綱の制定について、先ほどの資料の通り、説明の通りということで、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、次に移ります。(5) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の改正について事務局をお願いします。

(5) 真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の改正について

係長： それでは資料5をご覧ください。真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱の改正について説明をさせていただきます。従来、この表彰要綱については内規として

扱わせていただいております。今回は制定という形で実際に告示をして広く周知をする予定でございます。まず趣旨の部分でございます。右側の内規文をご覧ください。競技大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体並びにスポーツ振興等に寄与した個人という規定がありました。ということは成績をおさめたものではなく、単にスポーツ振興等に寄与した個人も表彰できるのではないかと、理解もされるということから、新しく告示する要綱については優秀な成績をおさめ、スポーツ振興等に寄与した個人及び団体というふうに定めさせていただいております。また、第3条の個人表彰の部分についてでございます。内規文では、小学生以上の者のうち、特に成績が優秀なものについて町長が表彰を行うという規定でございました。これにつきましては新しく告示される要綱では、小学生以上の者について、教育長が表彰をおこなうこととしております。なお、町長が表彰を行う場合につきましては、後ほど説明をさせていただきます。内規といたしました(1)の規定については新しい第3条では割愛させていただいております。ですから第3条は第4号までという形になります。続きまして、第3条2項になります。これが古い内規文の第3条第1号に当たるところです。国際的又は全国的な規模で開催される大会に参加し、8位以上の成績をおさめた者については、真鶴町表彰条例第4条に規定する善行表彰に該当するというふうに理解をいたしまして教育長が町長へ具申するものとするという規定に変えさせていただきました。この具申を通しまして表彰条例に基づいて協議をした結果、表彰しても良いということになった場合には町長が表彰するという形になります。続きまして団体表彰です。団体表彰につきましても従前は町長がこれを行うものとしておりましたが、これも新しく告示する要綱については教育長が行うものとする定めを変えております。また、第5条の被表彰者の基準でございます。内規の方では第3条第2項の規定による表彰に限り、次の第3号に規定する用件は、免除されるものとする。という規定で第3号に大会の主催者が社会体育及び学校関係機関・団体等で構成された権威ある大会として一般に認められたものという規定がございまして、非常に理解しにくい部分がございましたので、より細かく規定を変えさせてもらっております。対象となる大会が社会体育及び学校関係機関・団体等により主催され、スポーツ・レクリエーション活動を目的として開催された競技大会として一般に認められていることと新たに決めました。ただし、第3条第1項第4号の規定による表彰の場合は、その限りでないという但し書きも付け加えさせていただいております。また、被表彰者の基準として新たに対象となる成績をおさめた期間を決めました。対象となる成績が前年7月1日から1年の間におさめた成績であることといたしております。これにつきましては、申請があって町民運動会で表彰する間に、かなり時間が限られているということもございまして、この期間におさめた成績であるということに限定をさせていただいております。また、再表彰の部分でございます。古い内規文につきましては、同一の大会における同一の種目で同一の順位である場合を除くとしておりましたが、ですから連覇ですとか前年の成績と同じ場合は表彰から除くとしておりましたが、例えばその大会で連覇をした場合、立派な成績ではないかというところで、今回の告示をさせ

ていただく要綱については、同一の大会における同一の種目である場合には、同一の順位以上であることとすると、この場合には再表彰できるというような規定にさせていただいております。また、第9条の推薦の方法についてですが、表彰候補者の推薦は、本人又はという部分を付け加えさせていただきまして、従前は他薦だけでしたが、今回は自薦も認める形にいたしております。そちらから推薦書が挙がってくる記述をまた新たに定めたもので、当該年の7月10日までに行うものとするというような定めを新たに加えさせていただいております。以下につきましては様式等の添付でございます。ご参考までにご覧下さい。

教育長： ご質問等がありましたらお願いします。

委員： 表彰者の基準の第5条の（4）対象となる成績が前年7月1日から1年の間におさめた成績であること。期間のことなんですけど、中学、高校の夏休み期間7月8月とそこでの大会がだいぶあるんじゃないかなと。3年生なんかだとそこで出したものがその年の9月に表彰されないと、もう中学生や高校生じゃなくなっているという。その辺のところが旬を逸してしまうようなところがないかなという。そこは無理なんでしょうか。

係長： この要綱につきましては、委任の事項が下の条項で定められておりまして、ここには記載がございませんが、教育長が別に委任をするというような定めがございます。そちらで教育長が認める場合はというところで、この期間から除かれた部分については救済ができるかなという理解で今回はこのような記載とさせていただきます。

課長： 補足ですけど、基本的にこちらの被表彰者につきましては、教育委員会の定例会に図っていただいております。そういう関係もありますので、推薦日はこちらの方に書類があがってきて内容を確認して、8月の定例会にかけさせてもらうのが通常の流れで、決定した後に相手の方に10月の町民運動会で表彰しますと伝えるというようなことの手続きのことを考えると、やはりこの時期で一度締めないと、表彰の手続きに間に合わないということもあって、一定の時期に決めました。特例については係長が言ったところで認めていただければと考えています。

教育長： よろしいですか。確認しますけど、例えば8月の県大会でとか関東大会でとか3位とか6位に該当する成績をおさめた場合については、規定する期間内ではないんですけど、第13条の、この要綱に定める者の表彰に関し必要な事項は教育長が定めるというところを適用して行うことができるという事ですね。

係長： その通りです。

教育長： これを公布してこの形でやると。そうすると、この1、2年の間、例えば今

まで自薦というのは無かったわけですから、もし万が一、表彰漏れという可能性もあると。そういう場合についても第13条の教育長が定めるというところを適用して救済措置が取れると。当然、条件に該当するということなのですが、そういうこともできるということによろしいですか。

係長： その通りです。

教育長： 同一順位以上と。ですから、例えば教育長の方が表彰する県大会3位、次の年も3位、これは表彰の対象になるということによろしいですか。

係長： おっしゃる通りです。

教育長： 他に質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。では真鶴町体育競技優秀選手等表彰要綱改正について資料説明の通りお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、以上で協議事項は終わりです。